

平成30年5月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

平成30年5月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成30年5月25日（金） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件 議案第10号 平成30年6月議会定例会の議案について…………… 1</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西区で発生した事件および 事件に係る教育委員会等の対応について…………… 1 ・新潟市地域と学校パートナーシップ事業 29年度の総括と30年度の取組について…………… 3 ・2019年度使用教科用図書に関する 資料の作成について（諮問）…………… 7 ・新潟市教科用図書審議委員会の委嘱について…………… 当日配布 <p>第4 次回日程</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月定例会 平成30年 6月29日（金）午後3時30分 7月定例会 平成30年 7月30日（月）午後3時30分 <p>第5 閉会</p> <p>第6 協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笹山小学校の適正配置について…………… 1

付議事件

議案第10号

平成30年6月議会定例会の議案について

平成30年6月議会定例会の議案について市長より意見を求められたため、その意見について議決を求める。

平成30年5月25日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

非公開で審議を予定しているため、詳細は審議時に関係者にのみ配布いたします。

報 告

西区で発生した事件および事件に係る教育委員会等の対応について

1. 事件の概要

< 5月7日（月） >

- 16時20分頃 西区小針小学校の女子児童が帰宅せず行方不明との連絡が保護者から学校に入る。学校職員が周辺を捜索。保護者が捜索願を西警察署に提出。
- 18時46分 学校から学校支援課に一報が入る。校長は24時まで学校で待機し、その後は保護者からの連絡を待つ。

< 5月8日（火） >

- 西区小針上山付近のJR越後線路線内で女子児童が列車にはねられ死亡する事故が発生したことを、新聞報道等で把握。
- 18時30分 新潟県警が記者会見で、死因は窒息死による「西区青山水道における女子児童殺人死体遺棄事件」と発表。
- 7日からの行方不明女子児童と上記記者会見において殺人死体遺棄事件で発表された女子児童の氏名が一致したことから、同一人物であることを把握。

< 5月14日（月） >

- 23時15分 新潟県警が記者会見で21時50分容疑者を逮捕したことを発表。

2. 対応

(1) 小針小学校の対応（児童の様子を見ながら通常の教育活動を展開している）

- 教職員による登下校の見守りの実施
- 子どもの健康観察と心のケアの実施
- 報道及び市民からの問い合わせの対応
- 警察、地域及び保護者との連携
- 防犯グッズ（ブザーやホイッスル）の活用の呼びかけ
- 全校集会の開催（5月9日）
- 臨時保護者会の開催（5月12日）

(2) 教育委員会の対応（以下、市長部局と連携し対応）

教育委員会学校支援課・学校人事課職員を派遣（5月8日～）

校長のぶら下がり取材ほか報道対応、及び学校での心のケアを中心に支援

登下校の注意喚起に関する「緊急連絡」を小・中学校等に通知（5月8日）

死体遺棄事件を受け「教育長コメント」を発表（5月8日）

緊急スクールカウンセラー派遣（5月9日～）

死体遺棄事件を受け再度「緊急連絡」を幼・小・中・高等学校等に通知

（5月9日）。私立中学校・附属中学校へ情報提供（同日）

「小学校区子ども見守り隊の活動の充実について」小学校へ通知（5月9日）

「児童生徒の行動観察と心のケアについて」幼・小・中・高等学校に通知

（5月11日）。私立中学校・附属中学校へ情報提供（同日）

臨時保護者会の支援（5月12日）

CAP・にいがたによる教職員研修の実施（5月23日）

学校警察等連携協議会との連携

(3) 市の対応

危機管理防災局：防災メール配信 等

消防局：消防車，救急車，消防団の見守り活動

こども未来部：保育園，幼稚園，放課後児童クラブ等へ指導

市民生活部：青色回転灯パトロール車によるパトロール強化 等

区役所：コミュニティ協議会，防犯ボランティア団体へ見守り強化を依頼

特に西区役所では，地域とのお願い及び連携強化

地域魅力創造部：包括連携協定事業者への見守り活動等の協力依頼

新潟市地域と学校パートナーシップ事業 29年度の総括と30年度の取組

地域教育推進課

I 事業の目的

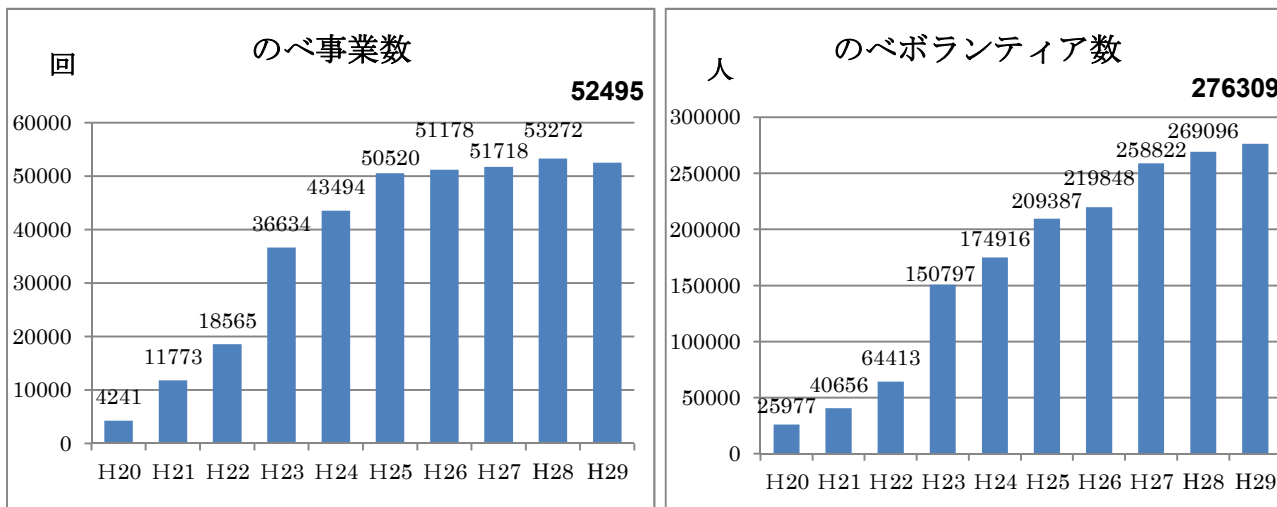
本事業は、学校がさらなる学校教育活動の充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域とともに歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業を実施し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とする。

II 教育ビジョン等での位置づけ

○新潟市教育ビジョン第3期実施計画（平成27年3月策定）
 【基本的な考え方】 学・社・民の融合による人づくり，地域づくり学校づくり
 NEXT 5 ○学・社・民の融合による教育を推進します。
 地域と共に歩む学校づくりの推進（施策9-1）
 ○新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱（平成19年4月1日施行）

III 29年度の総括

1 事業数、ボランティア数の実績



2 地域貢献、各種団体との連携の実績

(1) 地域貢献活動

種別	①地域清掃 環境整備	②地域防災	③高齢者・障がい者 への支援	④地域イベント への協力	⑤その他
実施校数	128 校	111 校	102 校	143 校	66 校
児童生徒数	23,336 人	21,174 人	8,151 人	19,096 人	8,803 人

(2) 学びの拠点づくり

種別	①講演会	②講習会・教室	③ボランティア活動 での学び	④その他
実施校数	61 校	120 校	76 校	52 校
参加者数	6,994 人	8,448 人	3,593 人	4,552 人

(3) 各種団体との連携

種別	①公民館	②図書館	③大学・専門学校	④NPO	⑤企業
実施	128校	79校	86校	74校	120校
割合	77%	48%	52%	45%	72%
種別	⑥JA	⑦自治会・町内会	⑧コミュニティ協議会	⑨スポーツ振興会	⑩その他
実施	107校	126校	152校	69校	116校
割合	64%	76%	92%	42%	70%

3 地域と学校ウェルカム参観日

- ・実施を希望する学校の中から、各区小・中・中等教育・特別支援学校から1校以上。
- ・全市17校を上限として実施校を指定。

4 「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

- ・表彰対象校・・・新潟市立笹口小学校，新潟市立新津第一小学校

5 市民への周知・広報活動

- ・市報にいがた掲載1回（特集記事），区だより掲載45回

6 成果と課題

(1) 成果

- ① 子どもにとって
 - ・事業が学力の向上，社会性の育成，自己肯定感の伸長に大きなつながりがある。
 - ・学習や体験活動で，子どもがたくさん地域の大人とかかわることで，認められる場ほめられる機会が増え，健やかな成長を支えている。
- ② 地域にとって
 - ・「学校が身近になった」「行きやすくなった」という声が多く聞かれるようになった。
 - ・小学校では，あいさつ運動や交通安全運動など，中学校では，防災訓練や福祉関係など，地域に貢献する取組，地域と交流する取組が増えている。
 - ・ボランティア活動を通して，「住民同士の結びつきが強まる」効果が見られる。
- ③ 学校にとって
 - ・目指すところを共有することにより，地域との双方向性が具現化される学校が見られるようになってきた。
 - ・地域と連携した取組が進み，自然や文化など地域の特色を学ぶ活動が行われている。
- ④ 社会教育施設等にとって
 - ・公民館や図書館等の社会教育施設等と共に研修を行うことにより，顔の見える関係が生まれつつある。

(2) 課題

- ★ 「学・社・民の融合による教育」の意義を再確認して事業の推進が図られるよう，教職員や社会教育関係者，地域団体等が連携・協働できる環境づくりを進める必要がある。
- ① **学校と地域で目標を共有することを通して**，学校・地域の役割を明確にしつつ各校の取組の「重点化」を促し，特色ある地域連携・協働を進めるとともに，「役割分担」によりって職員の過重な執務を解消する必要がある。
- ② 研修の充実，周知の機会の拡大，取組に対する評価などにより，教職員の**地域学校協働活動**に対する理解をいっそう促し，地域との連携協働を充実させていく必要がある。
- ③ 地域教育コーディネーターのスキルアップを図るため，情報交換の機会を保障したり研修内容を工夫したりする必要がある。
- ④ 公民館をはじめとする社会教育施設とさらに連携を進め，協働できる機会の検討が必要である。
- ⑤ 広報活動を工夫し，市民や地域住民，保護者に事業の様子を紹介して，さらに理解を深めていく必要がある。

IV 30年度の事業

1 事業の概要

拡大から持続へ

～その学校らしさのための「重点化」と「役割分担」～

平成19年度にスタートした本事業は、12年目となった。

これまで、「学・社・民の融合による教育」の中核事業として拡大してきた。その結果、のべ5万件の事業、のべ27万人のボランティア参加（29年度実績）を数えるなど、新潟市の特色ある教育施策として定着するとともに、広く内外の教育関係者から注目を集める事業へと成長してきた。しかし、事業を取り巻く環境の変化にともない、職員への負担、地域と協働した特色ある教育活動への支援の在り方、市民への啓発活動の充実、緊縮財政への対応など、様々な課題が浮き彫りとなっている。

今後、学校がよりいっそう地域に開かれ、地域と共に歩む教育を進めることができるよう事業スタイルを「拡大」から「持続」へと変更し、各校には取組の「重点化」と関係諸団体との「役割分担」を促すなど、持続可能な事業を目指す。事業創設時からの理念や基本方針である「学校が元気に、地域が元気に、そして子どもが元気に」の姿を目指し、**関係団体と情報や目標を共有**し、それぞれが何を担うかを明確にする。その上で、学校教育ビジョン具現の手段として、またそのものを目的として、地域との連携・協働を進め**「地域の中での学校づくり・学校を核にした地域づくり」**を推進していく。

(1) 事業推進に向けた方策

- ① 目標や「目指す子ども像」共有のための働き掛け
 - ・ 校長を対象とした学校運営マネジメント研修の継続
 - ・ 新任校長研修の実施（教育ビジョンへの地域連携の位置付け）
 - ・ 区担当指導主事による学校訪問時の地域連携の助言（教育ビジョンと地域連携の関係付け）
- ② 「重点化」した内容の進捗状況の確認
 - ・ 学校訪問時の確認（区担当指導主事）
 - ・ 実施計画様式の見直し、及び研修会における情報交換
- ③ 「地域連携の意義」の実感を伴った理解
 - ・ 校長を対象としたマネジメント研修における地域連携の例の提示
 - ・ 地域連携担当職員に対する「校内研修実施」のレクチャー
- ④ 持続可能な事業のための地域教育コーディネーターの支援
 - ・ 新任コーディネーター研修の実施（アドバイスコordinエーターの配置）
 - ・ 地域教育コーディネーターの複数制の奨励
- ⑤ 特色ある教育活動と市民への周知の推進
 - ・ 地域と学校ウェルカム参観日の実施と充実

(2) 地域教育コーディネーターの勤務

- ① 身分 新潟市非常勤職員（1年間の委嘱）
- ② 待遇
 - ・ 報酬 … 1時間1,200円
 - ・ 保険 … 健康保険・厚生年金保険・雇用保険適用なし、公務災害の対象
 - ・ 交通費 … 通勤手当なし、市内出張旅費の費用弁償あり（車の場合@22円/km）
- ③ 1校当たりの年間勤務時間
 - ・ 小学校 9学級以下…600時間、10～19学級…630時間、20学級以上…660時間
 - ・ 中学校 9学級以下…500時間、10～19学級…530時間、20学級以上…560時間

- ・中等教育学校…560 時間 ・特別支援学校…630 時間
- ※ コーディネーターを複数配置する学校に、年間 20 時間を追加配当する。

(3) 事業費等（1校当たり）

- ① 配当額（需用費，食糧費，郵便料相当の総額）
 - ・小学校 9 学級以下…27,000 円，10～19 学級…32,000 円，20 学級以上…40,000 円
 - ・中学校 9 学級以下…27,000 円，10～19 学級…32,000 円，20 学級以上…40,000 円
 - ・中等教育学校…40,000 円 特別支援学校…32,000 円
- ② 電話料 コーディネーター専用の携帯電話（学校に 1 台）
- ③ 賃借料 パソコン，プリンター，デジタルカメラ

(4) 本事業にかかる研修

① 第 1 回地域と学校パートナーシップ事業研修

対象区	対象者	日 時	会場
北区・東区・江南区	地域連携担当職員 地域教育コーディネーター	平成 30 年 5 月 8 日（火） 14:30～16:30	東区プラザ
秋葉区・南区	区センター所長・指導主事 学社民融合支援主事	平成 30 年 5 月 17 日（木） 14:30～16:30	秋葉区役所
中央区・西区・西蒲区	図書館職員	平成 30 年 5 月 14 日（月） 14:30～16:30	音楽文化会館

② 第 2 回地域と学校パートナーシップ事業研修

対象校	対象者	日 時	会場
全校	新任校長	平成 30 年 8 月 8 日（水） 14:30～16:30	新潟市総合教育センター

③ 第 3 回地域と学校パートナーシップ事業研修

対象校	対象者	日 時	会場	
小学校 特別支援 学校	東・江南 南・西	地域連携担当職員	平成 30 年 11 月 22 日（木） 14:30～16:30	東区プラザ
	北・中央 秋葉・西蒲	地域教育コーディネーター 区教育センター指導主事 公民館学社民融合支援主事	平成 30 年 11 月 27 日（火） 14:30～16:30	黒崎市民会館
中学校 中等教育学校	図書館職員	平成 30 年 11 月 29 日（木） 14:30～16:30	黒崎市民会館	

④ 新任コーディネーター研修

回	対象者	日 時	会場
第 1 回	新任コーディネーター アドバイスコーディネーター	平成 30 年 4 月 27 日（金） 14:30～16:30	東区プラザ
第 2 回	区担当指導主事	平成 31 年 1 月 18 日（金） 14:30～16:30	東区プラザ

(5) 教職員対象の研修

	研修会名	開催月	対象	講 師
1	新任教頭研修	4 月	新任教頭	地域教育推進課 課長
2	中堅研修	8 月	教職員	地域教育推進課 指導主事
3	初任者研修	8 月	教職員	地域教育推進課 指導主事
4	新任転入事務職員研修	1 1 月	新任事務職員	地域教育推進課 指導主事

平成30年5月29日

新潟市教科用図書審議委員長 様

新潟市教育委員会
教育長 前田 秀子

2019年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、調査審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

2019年度使用教科用図書に関する資料の作成について

2 諮問理由

2019年度使用教科書の採択について、市立小学校は道徳科を除いた採択、市立中学校は道徳科の採択、及び一般図書（特別支援学校・学級用）採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問します。

採択基準について

下記ア～ウに基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択する。

ア 小学校において平成2019年度に使用する道徳科を除く教科用図書については、「小中学校用教科書目録（平成31年度）」に登載されている教科書のうちから採択する。採択に当たっては、次の点に配慮して綿密な調査研究を行う。

- ① 新学習指導要領の目標や内容等を十分に踏まえること。
- ② 新潟市における学校教育の重点を各教科のわたって明確にとらえること。
- ③ 県教育委員会が提供する「教科用図書研究資料」を基に、内容の選択、扱い方、程度、表現等の観点から比較研究を行い、各教科書の特徴が明瞭になるような調査研究一覧表を作成すること。

イ 中学校において道徳科は、今年度新たな採択となる。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

ウ 特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

新潟市教科用図書審議委員会設置要綱

新潟市教育委員会

(設 置)

第1条 新潟市教育委員会に、「新潟市教科用図書審議委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、小学校長、中学校長、特別支援学校長、高志中等教育学校長、教科に造詣の深い教員及び児童生徒の保護者代表を含む一般有識者からなる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員会内に教科用図書採択の年度に応じて、小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会を組織する。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- ① 委員長 1人
- ② 副委員長 1人
- ③ 審議会代表 小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会 各1人

2 委員長は、委員会を招集し会議をつかさどる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 審議会代表は、審議会を招集し会議をつかさどる。

5 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。

6 審議会代表は、委員長が委嘱する。

(研究調査)

第5条 委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、調査部を設置し、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、小学校、中学校、特別支援学校、高志中等教育学校の校長及び教員の中から

選ぶものとし、委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

- 3 特別支援教育教科用図書調査員については、必要に応じて保護者の代表を加えることができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の庶務に関する事項は、学校支援課において行なう。

附 則

この要綱は平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成24年度使用教科用図書選定委員会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

協 議 会

平成 30 年 5 月 25 日

笹山小学校の学校適正配置に係る協議の進捗状況について

教育総務課教育政策室

非公開で協議を予定しているため、詳細は協議時に関係者にのみ配布いたします。